

通信販売用

七大生活習慣病に手厚い 一生涯保障の医療保険



<無配当 無解約払戻金型医療保険(2022)
七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)適用・先進医療特約(2018)>



さらに、
アンシン。

BAKU BAKU

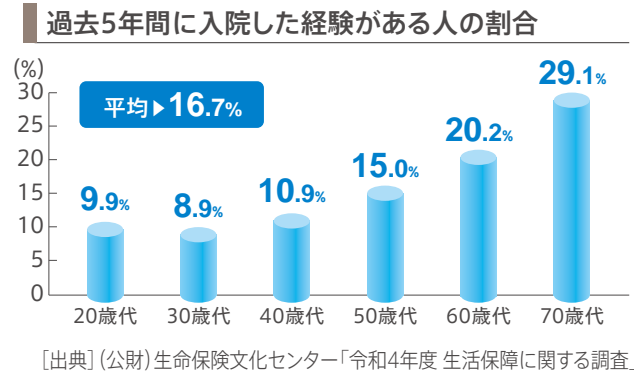
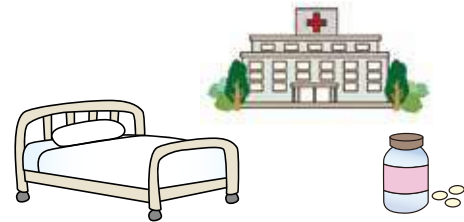
この商品が満たす主な意向は下表のとおりです。
お客さまのご意向が異なる場合や、ご不明な点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

万一の場合の死亡保障	病気やケガに備える保障 (医療保障)	がん備える保障	貯蓄 (老後生活資金・教育資金の準備等)
●	◎	○	—

◎:主契約(無解約払戻金型医療保険(2022))の保障 ○:特約(特定三疾病一時金特約、がん一時金特約またはがん通院特約)を付加した場合の保障
●:特約(終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用))を付加した場合の保障

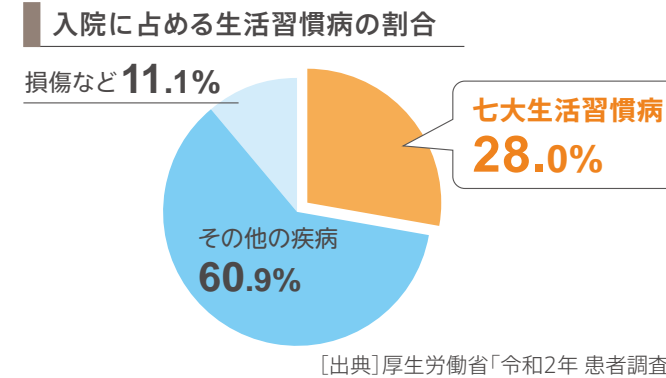
約6人に1人が入院経験あり

40歳代で約10人に1人が、
60歳代になると約5人に1人が、
過去5年間に入院したことがあると答えています。



入院患者の約3人に1人が七大生活習慣病

日本人がかかりやすい生活習慣病。
例えば
高血圧性疾患の総患者数は
1,511.1万人、
糖尿病の総患者数は
579.1万人にもものぼります。



※「七大生活習慣病」とは…がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎臓病

先進医療の技術料は全額自己負担

「先進医療にかかる技術料」は公的医療保険制度の
給付対象とならないため全額自己負担となり、高額
となる場合があります。

※受診可能な先進医療は、療養を受けた日現在に定められているもの
に限られ、変更されることがあります。
※先進医療にかかる技術料は、その種類や実施している医療機関によ
り異なります。
※先進医療は厚生労働大臣が定める高度な医療技術であり、特定の
医療機関でのみ受けられます。

1件あたりの先進医療費用

陽子線治療	約 269万円
重粒子線治療	約 316万円

[出典] 厚生労働省「第117回先進医療会議資料 令和4年度実績
報告(令和3年7月1日～令和4年6月30日)」より算出

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

↓ **公的保険制度**はコチラから
金融庁ウェブサイト
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



↓ **公的年金制度**
(**老齢年金制度**)はコチラから
生命保険協会ウェブサイト
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>



1 病気・ケガによる入院を**一生涯保障**。
解約払戻金をなくすことで、**お手頃な保険料**を実現!

日帰り入院からの短期入院もしっかりと保障します。
保険料払込期間中の解約払戻金をなくすことで、保険料を抑えています。
保険料はご加入時のまま上がりません。

2 七大生活習慣病による入院は、1入院の支払限度日数が**拡大**。
さらに、**三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)**による入院は、**支払日数無制限!**

約款所定の七大生活習慣病*で入院した場合、1入院の支払限度日数が2倍の120日に拡大します。
さらに、三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)で入院した場合は、支払日数を無制限で保障。
入院が長期化した場合にも、しっかりとサポートします。

*この商品における約款所定の七大生活習慣病とは、
①がん(悪性新生物・上皮内新生物) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患 ⑥肝硬変 ⑦慢性腎臓病をさします。

3 入院の有無にかかわらず約1,000種類の手術を保障。

公的医療保険制度の給付対象となる手術・放射線治療・骨髄移植、先進医療、骨髄幹細胞の採取術を
受けた場合、入院の有無にかかわらず「手術給付金」を何度でもお支払いします。

4 先進医療を受けたときの技術料を**通算2,000万円**まで保障。
さらに、**一時金**もお支払い!

公的医療保険制度の給付対象とならない先進医療の技術料と同額を「先進医療給付金」としてお支払いします。
さらに、通院費などに活用いただける「先進医療一時金」もお支払いします。

5 がんと**診断/入院**、および**がん**で**通院**した場合、
一時金・給付金をお支払い。(がん充実プランの場合)

上皮内新生物でも同額保障

6 がん・心疾患・脳血管疾患の場合、
まとまった金額をお支払い。(保障充実プランの場合)

上皮内新生物でも同額保障

がんと診断/入院、急性心筋梗塞・脳卒中で入院をしたときまたは手術を受けたとき、心疾患(急性心筋梗塞を除く)・脳血
管疾患(脳卒中を除く)で10日以上継続入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの一時金をお支払いします。

さらに

一生涯の死亡保障も準備できます。

(終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)を付加した場合)

詳しくは同封の「終身保険特約のご案内」をご覧ください。

保障内容例

6つのコースからお選びください

	保障内容	基本プラン		がん充実プラン (基本プラン+がん一時金特約+がん通院特約)		保障充実プラン (基本プラン+特定三疾病一時金特約)	
		日額 10,000円 コース	日額 5,000円 コース	日額 10,000円 コース	日額 5,000円 コース	日額 10,000円 コース	日額 5,000円 コース
病気・ケガ入院	<疾病入院給付金><災害入院給付金> 病気・ケガで入院したとき ●疾病・災害入院給付金はそれぞれ 1入院60日、通算1,000日まで保障	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
手術	<手術給付金> 約款所定の手術を受けたとき ●入院中の場合:1回につき主契約の入院給付金日額の20倍 ●外来の場合:1回につき主契約の入院給付金日額の5倍	1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円	1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円	1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円
先進医療	<先進医療給付金> 先進医療による療養を受けたとき <先進医療一時金> 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額		先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額		先進医療にかかる技術料と同額 先進医療給付金の10%相当額	
がん診断/入院	<がん一時金> 初 回: 初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんで入院を開始したとき	1年に1回を限度に何度でもお支払い		1回につき 100万円	1回につき 50万円	—	—
がん通院	<がん通院給付金> がんで約款所定の通院をしたとき つぎのいずれかに該当したときにお支払いします。 ●約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬*3のみとし、経口投与を除く)のために通院したとき *3 腫瘍用薬とは被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。 ※支払日数に制限はありません。 ●がんで入院し、その退院後1年(通院治療期間)以内にがんの治療を目的として通院したとき ※通院治療期間あたり60日を限度とします。	1日につき 10,000円		1日につき 5,000円		—	—
特定三疾病	<がん一時金> がん 初 回: 初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんで入院を開始したとき <心疾患一時金><脳血管疾患一時金> 急性心筋梗塞・脳卒中 で入院をしたときまたは手術を受けたとき 心疾患(急性心筋梗塞を除く)・脳血管疾患(脳卒中を除く) で10日以上継続入院をしたときまたは手術を受けたとき	各一時金はそれぞれ1年に1回を限度に何度でもお支払い		各一時金 1回につき 100万円	各一時金 1回につき 50万円	—	—
死亡	<死亡保険金> 死亡したとき ※右記の死亡保険金額は、主契約の入院給付金日額の100倍(給付倍率)です。 ※詳しくは同封の「終身保険特約のご案内」をご覧ください。	一括して 100万円	一括して 50万円	一括して 100万円	一括して 50万円	一括して 100万円	一括して 50万円

この商品における「三大疾病無制限型」の
七大生活習慣病と支払限度日数

支払日数が無制限となる疾病(三大疾病)

がん (悪性新生物・上皮内新生物) | 心疾患 | 脳血管疾患

支払限度日数が2倍の120日となる疾病

糖尿病 | 高血圧性疾患 | 肝硬変 | 慢性腎臓病

七大疾病無制限型なら上記七大生活習慣病のすべてを支払日数無制限でお支払いします。

- 特定三疾病保険料払込免除特則を適用することができます。
- がん
初めてがんと診断確定されたとき
 - 心疾患
急性心筋梗塞:入院をしたときまたは手術を受けたとき
心疾患(急性心筋梗塞を除く):10日以上継続入院をしたときまたは手術を受けたとき
 - 脳血管疾患
脳卒中:入院をしたときまたは手術を受けたとき
脳血管疾患(脳卒中を除く):10日以上継続入院をしたときまたは手術を受けたとき
- 以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。
 ※同特則のがんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
 心疾患・脳血管疾患にかかわる保障は責任開始日より開始します。

「七大疾病無制限型」「特定三疾病保険料払込免除特則」の詳細や、記載プラン以外の内容を検討いただく場合は、裏面フリーダイヤルまでお問い合わせください。

- *1 先進医療特約(2018)について
- 医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付対象とならないことがあります。
 - 同一の被保険者において、先進医療給付のあるオリックス生命の特約の重複加入はできません。
 - 先進医療特約(2018)は、ご契約後、保険期間の途中で付加することはできません。
- *2 がん一時金特約・特定三疾病一時金特約について
- ※がん一時金特約と特定三疾病一時金特約を通算して主契約の入院給付金日額の200倍まで、オリックス生命の他の契約に付加した同特約および重度三疾病一時金特約(引受基準緩和型の特約も含む)と通算して200万円を引受けの限度とします。
- がん一時金特約・がん通院特約・特定三疾病一時金特約のがんとは、悪性新生物・上皮内新生物をいい、がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

「入院一時金特約」で保障をさらに手厚く

主契約の入院給付金が支払われる入院をしたときに入院一時金をお支払い

詳しくは同封の「入院一時金特約のご案内」をご覧ください。

■お申込みスケジュール

- 保障開始：告知日または申込書の受領日*のいずれか遅い日からとなります。
(責任開始日) *申込書の受領日とは、オリックス生命またはオリックス生命の生命保険代理店が申込書を受領した日をいいます。
- 契約日：〔月払の場合〕責任開始日の属する月の翌月1日〔年払、半年払の場合〕責任開始日

〈口座振替のスケジュール〉

(例) 申込日・告知日:6月6日、申込書類の受領日:6月10日 / 月払 / 第1回保険料より口座振替をご利用の場合

銀行口座振替
(ゆうちょ銀行・農協を含む)



保障開始(責任開始)

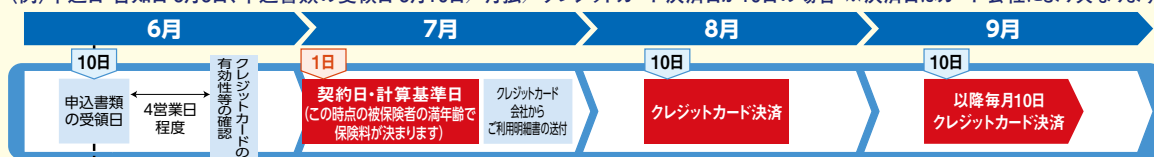
*申込書類到着期間とは、オリックス生命に申込書類が到着する月の1日～末日の間をいいます。

- がん一時金特約・がん通院特約・特定三疾病一時金特約・特定三疾病保険料払込免除特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
- 保険料振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日の振替えとなります。
- 申込書類の到着が申込書類到着期間の末日を過ぎた場合、第1回保険料振替日が遅れますのでご注意ください。
- 申込書類に不備などがある場合や第1回保険料が未入金の場合にはスケジュールが異なることがあります。また、第1回保険料と同時に第2回保険料をまとめて請求する場合があります。
- インターネット銀行をご指定の場合は、上記スケジュールの第1回保険料振替日が異なる場合があります。詳しくは以下フリーダイヤルまでお問合わせください。

〈クレジットカード払のスケジュール〉

(例) 申込日・告知日:6月6日、申込書類の受領日:6月10日 / 月払 / クレジットカード決済日が10日の場合 ※決済日はカード会社により異なります。

クレジットカード決済
(クレジットカード決済日が10日の場合)



保障開始(責任開始)

- がん一時金特約・がん通院特約・特定三疾病一時金特約・特定三疾病保険料払込免除特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
- クレジットカードの名義人は保険契約者ご本人に限ります。
- 保険契約1件あたりの保険料が10万円以下のご契約に限ります。
- クレジットカード払とは、クレジットカード会社が保険料相当額をオリックス生命に入金した後、お客様の利用口座から保険料相当額の振替えを行う仕組みです。したがって、クレジットカード会社がオリックス生命に入金した後に解約手続きをした場合には、解約後にクレジットカード決済口座から保険料相当額が振替えられます。
- クレジットカードの決済日やスケジュール等は、クレジットカード会社の規約に基づきます。
- クレジットカード会社の締日やその他事務上の都合により、クレジットカード会社から2か月分の保険料をまとめて請求される場合があります。
- デビット機能付クレジットカードをご利用の場合は、お申込みの時点でクレジットカードの有効性等の確認と同時に、決済が行われます(契約の成立・不成立を問いません)。なお、ご契約が不成立になった場合や二重で引落とされた場合の返金時期はカード会社により異なり、返金に数か月を要することがあります。

■お申込みにあたって

- 契約年齢 0歳(告知日において生後15日以上)～80歳 ※保険料払込期間により異なります。 ●保険期間 終身 ●保険料払込期間 60歳払済、終身払
- ※終身保険特約(無解約払戻金型)(医療保険(2022)用)を付加いただける契約年齢は15歳～80歳です。
- ※歳満了の場合、保険料払込期間は被保険者が満了年齢になって初めて到来する年単位の契約応当日の前日まで(契約応当日が誕生日の場合は、満了年齢になる誕生日の前日まで)となります。
- 保険料払込方法(払込回数) 月払・半年払・年払
- 主契約の入院給付金日額は3,000円から10,000円まで1,000円単位で設定できます。※0歳～49歳は5,000円からとなります。
- 通信販売において120日型は取扱いません。
- 提出いただいた意向把握書・意向確認書・申込書・告知書・クレジットカード払申込書・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書等は返却いたしませんので、ご了承ください。
- お子さまの保険加入のご検討にあたって お子さまが医療機関で診察を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「子ども医療費助成制度」があります。 ※助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問合わせください。
- お申込みの際には「特に重要な事項のお知らせ／商品概要のご説明／ご契約のしおり抜粋」を必ずご確認ください。

「特に重要な事項のお知らせ」は、ご契約に際しての告知義務や告知義務違反による不利益、保険金・給付金等が支払われない場合など、特に注意、確認いただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。また、「商品概要のご説明」は保険商品の内容に関する重要事項から、「ご契約のしおり抜粋」は「ご契約のしおり／約款」から、それぞれ特に確認いただきたい重要事項を記載したものです。

●「ご契約のしおり／約款」について

「ご契約のしおり／約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等について記載したものです。

保険証券とともにお送りしますので、必ずご一読のうえ大切に保管してください。「ご契約のしおり／約款」はお申付けいただければ事前にお送りします。

⚠️ご注意

- 病気やケガなどで治療中の方、過去に手術や大病で入院した方はお引受けできない場合があります。
 - 失業を含め無職の方は、原則としてお引受けできません(主婦、学生、年金生活者等を除きます)。
 - 職業や収入状況によっては、お引受けできない場合や保障額を制限させていただく場合があります。
- 【主な例】海中作業、坑内作業、採石工、地下作業、港湾作業等

- この保険に配当金、満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いしていません。

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受取りに関することがわかりやすくご案内しておりますので、ご確認ください。

お問合せは
お気軽に



0120-208-667

携帯・スマホ
からも受付

受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00
土曜 9:00～18:00
(日曜・祝日・年末年始休み)

■募集代理店

募集代理店名、連絡先等は同封の「送付状」をご覧ください。

■引受保険会社



オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー
0120-208-667

